

名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会運営要綱

令和元年12月 2 日

名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会条例（以下「条例」という。）第10条の規定に基づき、名古屋市子どもいきいき学校づくり推進審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(会議)

第2条 審議会の会長（以下「会長」という。）は、会議を招集しようとする場合は、書面により、会議の日時、場所及び議事をあらかじめ審議会の委員（臨時委員を含む。以下「委員」という。）に通知する。ただし、緊急のため、やむを得ない場合は、この限りでない。

(委員の除斥)

第3条 委員は、直接の利害関係のある議題については、その議事に参与することを差し控えるものとする。ただし、審議会より要望がある場合には、会議に出席し、発言することができる。

(秘密を守る義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(審議会の庶務)

第5条 審議会の庶務は、教育委員会事務局総務部教育環境整備課において処理する。

(雑則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、会長が審議会の会議に諮り又は教育環境整備課と協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要綱は、令和元年12月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。